

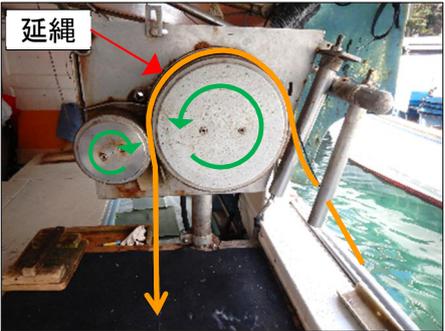
# 船舶事故調査報告書

令和7年3月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）  
委員 上野 道 雄  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（令和6年1月27日 12時00分ごろ～28日 14時45分ごろの間）
発生場所	不明（長崎県五島市 <sup>あさひ</sup> 黄島東方沖～黄島南東方沖）
事故の概要	漁船第三朝日丸は、操業中、船長及び作業員1人が落水し、無人の状態で見つめられた。 船長及び作業員1人は、行方不明となった。
事故調査の経過	令和6年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となっているため行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三朝日丸、9.1トン SA2-1951（漁船登録番号）、個人所有 14.80m (Lr) × 3.57m × 1.01m、FRP ディーゼル機関、450kW、平成15年10月21日 第290-62125号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照）
	 <p>オーニング(日よけ、雨よけ)</p>
	写真1 本船の外観
作業員等に関する情報	船長 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年11月25日

	<p>免許証交付日 令和4年2月17日 (令和9年6月4日まで有効)</p> <p>作業員 41歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>免許登録日 平成13年8月10日</p> <p>免許証交付日 令和4年7月7日 (令和9年7月6日まで有効)</p>
死傷者等	行方不明 2人(船長及び作業員)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波向 北西、波高 約1.5～2.0m、水温 約17℃</p>
事故の経過	<p>本船は、佐賀県唐津市馬渡島漁港が定係地であったが、僚船と共に五島市福江島南東方にある黄島の鬼岳漁港(黄島地区)(以下「黄島漁港」という。)を基地としており、船長及び船長の家族である作業員1人が乗り組み、あかむつ延縄漁の目的で、令和6年1月27日03時00分ごろ黄島漁港の係留地を出航した。</p> <p>本船の行うあかむつ延縄漁は、約4ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で航行しながら後部甲板で投縄を行い、約1時間待機した後、約1～2knの速力で航行しながら前部甲板の右舷側にある揚縄機を使用して揚縄を行うもので、延縄が絡まった場合には、揚縄を中断して停船し、絡まりを解くこともあった。(写真2～4参照)</p>
	 <p>写真2 本船の揚縄機の位置</p>
	 <p>写真3 本船の前部甲板</p>
	 <p>写真4 揚縄機での揚縄方法</p>

本船は、03時40分ごろ黄島東方沖に到着して約4knの速力で東進を始め、05時46分ごろ停船して南方に流された後、06時55分ごろ約1～2knの速力で西進を始め、12時07分ごろ停船して南東方に流され始めた。(図1参照)

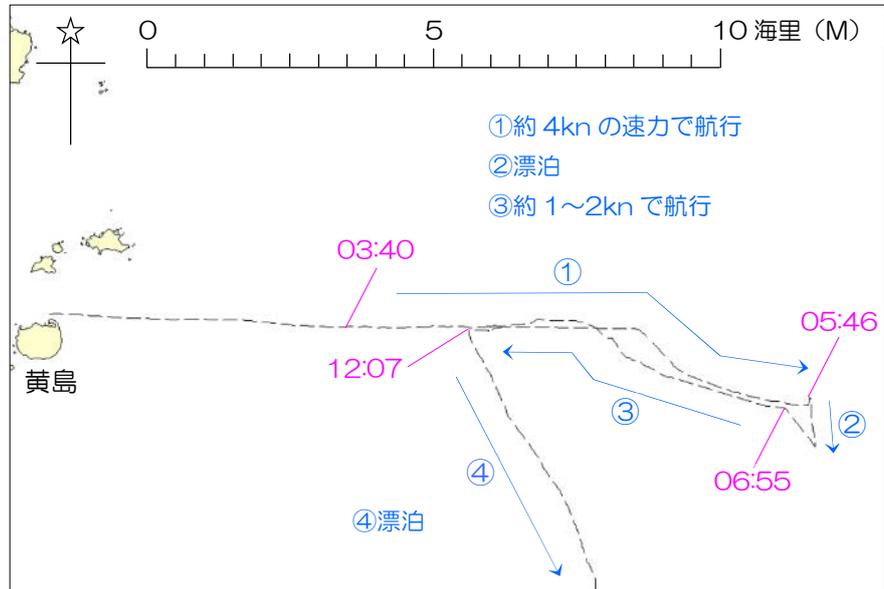


図1 本船の船位、速力等が保存された佐賀県の漁業調査用システムの情報に基づく本船の航行経路図

僚船の船長（以下「僚船船長A」という。）は、本船の南側で操業を行っており、東進して投縄を行った後、12時00分ごろ、揚縄を行いながら西進中、右舷船尾方に西進中の本船を認めたが、本船のオーニングで船長及び作業員の姿は確認できなかった。

僚船船長Aは、13時00分ごろ右舷船尾方を見て本船が見えなかったのが気になり、レーダーで確認したところ船尾方に船影を認め、本船が延縄の絡まりを解こうとして停船しているものと思った。

別の僚船の船長（以下「僚船船長B」という。）は、28日05時00分ごろ黄島漁港に停泊中の僚船で起床した後、港内を見渡したところ、本船が見当たらず、携帯電話で船長と作業員に連絡したが、すぐに留守番電話に切り替わったので不審に思った。

僚船船長Bは、本船が入港している可能性のある五島市福江港と長崎県長崎市三重式見港に停泊している知り合いの漁船の乗組員に連絡して本船が入港していないことが分かったので、本船に何かあったと思い、自船、僚船船長Aの船等で本船の捜索に向かった。

僚船船長Bは、捜索中、本船が帰港せず、乗組員と連絡も取れない旨を所属する漁業協同組合に連絡した後、五島海上保安署に通報した。

海上保安庁は、佐賀県の担当者を通じて漁業調査用システムに保存

された本船の船位情報を入力し、14時45分ごろ同庁のヘリコプターが黄島南東方沖約34Mの海上で本船を発見した。(写真5参照)



写真5 発見時の本船(海上保安庁提供)

発見時の本船には船長も作業員もおらず、主機は中立運転の状態であった。揚縄機は延縄が何重にも巻き付いた状態で停止していた。前部甲板には延縄が収納されたたらいが置かれており、船長と作業員が使用していた救命胴衣と携帯電話は船上に残されていた。また、本船には他船と衝突したような痕跡はなかった。

本船は、僚船によって福江港までえい航された。

船長及び作業員は、海上保安庁の巡視船艇及び航空機並びに僚船による捜索が行われたが、発見されず、行方不明となった。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

#### その他の事項

##### (1) 船長及び作業員の操業経験、健康状態等

船長及び作業員は、約20年間、2人で小型漁船に乗り組んで延縄漁に従事しており、船長はそれ以前に約35年間の漁師経験があった。

船長は、血圧の降圧剤を服用していたが、そのほかに持病はなく、健康状態は良好であった。

作業員は、持病はなく、健康状態は良好であった。

僚船船長Bによれば、27日の出漁前、船長及び作業員はふだんと変わらない様子で体調に問題がないように見えたとのことであった。

##### (2) 本船のあかむつ延縄漁に関するその他の情報

① 延縄は、全長約18,000mの幹縄、釣り針が付いた枝縄等で構成されており、投縄後、釣り針に掛かった魚が暴れるなどして幹縄と枝縄が絡まることがあった。(図2参照)

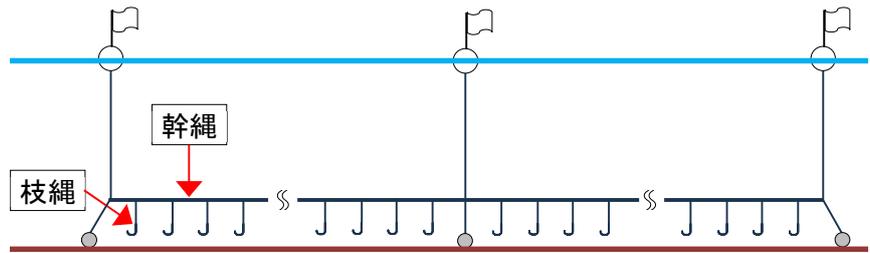


図2 延縄の概略図

- ② 揚縄時は、作業員が、舵及び主機を操作するリモコンで操船しながら、揚縄機で延縄を巻き上げて釣り針から漁獲物を外す作業を行い、船長が前部甲板で巻き揚げられた延縄をたらいに収納するなどしていた。
- ③ 操業後は、水揚げや餌の購入、乗組員の入浴等をする目的で、福江港や三重式見港に入港し、直接黄島漁港には戻らないことがあった。

(3) 本船の船体等に関する情報

揚縄機付近の舷縁（船べり）の高さは約65cmであり、固定ばしごや縄ばしごは備えられていなかった。操舵室には漁場や漁獲物に関する情報を入力するための漁業調査用のタブレット型端末が置かれていた。

分析

作業員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

不明  
不明  
不明

船長及び作業員は行方不明となった。

本船は、27日12時00分ごろ黄島東方沖で僚船船長Aによって航行中であることが目撃されたこと及び28日14時45分ごろ黄島南東方沖で主機が中立運転となって無人の状態で見られたことから、この間において、船長及び作業員が落水して行方不明になったものと考えられる。

本船は、発見された際、揚縄機に延縄が巻き付き、前部甲板に延縄が収納されたたらいが置かれていたことから、揚縄作業中、船長及び作業員が落水したものと考えられる。

本船は、延縄が絡まった場合、揚縄を中断して停船し絡まりを解くこともあったこと及び発見された際に主機が中立運転となっていたことから、船長及び作業員が、延縄が絡まったので本船を停船させ、延縄の絡まりを解いていた際に落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。

船長及び作業員は、使用していた救命胴衣と携帯電話が船上に残さ

	<p>れていたことから、救命胴衣を着用しておらず、携帯電話を携行していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、黄島東方沖から黄島南東方沖において、揚縄作業中、船長及び作業員が落水したことにより発生したものと考えられる。船長及び作業員は、延縄の絡まりを解いていた際に落水して行方不明となった可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舷縁の低い小型漁船の暴露甲板上で作業を行う乗組員は、体のバランスを崩して落水しないよう十分注意すること。</li> <li>・ 小型漁船の乗組員は、暴露甲板上では救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 小型漁船の乗組員は、落水に備え、防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、連絡手段を確保しておくこと。</li> <li>・ 小型漁船の船舶所有者は、落水時の船上復帰手段として縄ばしご等を船体に備えておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

